

実現しよう 平和で心ゆたかな 人間尊重社会

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。今日、我が国社会の実情は、いまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別など、どれほど多くの人間が苦しんでいる。人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。平和で心ゆたかな人間尊重の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。

制定一九九三年(平成五年)四月二十八日

12月4日～10日は人権週間

世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は人権および自由を尊重し確保するために、すべての人とすべての国とが達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25(1950)年第5回国連総会で、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

日本では「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定めて、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

区の取り組み

区では、平成5(1993)年4月に「人権尊重都市品川」を宣言し、今年は23周年です。これまで、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざし、人権尊重思想の普及啓発に取り組んできました。

今年は、荏原文化センターを会場に小中学生の心温まる人権標語やポスターなどを展示した「しながわ人権のひろば2016」や、きゅりあんで「人権週間 講演と映画のつどい」を開催します。また人権標語・ポスター展は、きゅりあんでも開催します。この機会にもう一度、人権について考えてみませんか。

人権尊重都市宣言のまち 品川区

人権週間

講演と映画のつどい

12月8日(木)

午後1時開演
(午後0時30分開場)

きゅりあん大ホール (大井町駅前)

定員/1,100人(抽選)

申込方法/11月15日(火)(消印有効)までに、往復はがき(1枚2人まで)に「つどい」とし、参加人数、代表者の住所・電話番号・氏名(ふりがな)、参加者の氏名(ふりがな)を人権啓発課(☎140-0013南大井3-7-10)へ
※結果発送は11月末を予定。

講演

未来を拓く 主役は私 ～円滑なコミュニケーションで 誰もが輝く社会に～



キャスター・千葉大学客員教授として活躍されている木場弘子さんに講演していただきます。木場さんのお話から人権について一緒に考えましょう。
講師/木場弘子
※手話通訳・要約筆記付き。

映画

母と暮せば



1948年8月9日、長崎で助産婦をして暮らす伸子の前に、3年前に原爆で死んだはずの息子・浩二が現れる。2人は浩二の恋人・町子の幸せを気にかけて、たくさんの話をする。その幸せな時間は永遠に続くと思われたが……。
出演/吉永小百合、二宮和也、黒木華 他
※字幕付き。

©2015「母と暮せば」製作委員会



ビデオ・DVD・パネルの貸し出し

人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発ビデオ・DVDや人権啓発パネルを貸し出ししています。勉強会や研修会でご活用ください。
※詳しくは区ホームページをご覧ください。

みんなできえよう私たちの人権

区は、これまでも「人権尊重都市品川宣言」を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。しかしながら、平成26年度に実施した「人権に関わる意識調査」では、宣言の周知度は27%弱にとどまり、若年層で低い結果となりました。これを踏まえて、宣言のさらなる周知に努めていきます。

私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見や同和地区出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在します。特に近年では、いじめや体罰などの子どもの人権問題、インターネット上のひぼう・中傷、プライバシーの侵害といった人権問題が取り沙汰されています。加えて、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の言動やデモ行進などの活動が、ヘイトスピーチという言葉とともに差別的言論として大きく取り上げられ、社会的関心を集めています。平成28(2016)年5月には、「ヘイトスピーチ解消法」が成立しました。

「人権尊重都市品川宣言」に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

インターネットの利用にもルールとマナーがあります

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしています。

しかし一方で、インターネット掲示板への個人情報掲載などによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象としたひぼう・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでのいじめなど、インターネット上での人権を軽視した行為が大きな問題となっています。

通常インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することが可能なため、むしろ現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすいたと言えます。その上、情報は一瞬

外国人の人権を尊重しよう

外国人に対する就職差別やアパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして取り上げられ、差別意識を生じさせかねない言動として、社会的な関心を集めています。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されますが、文化などの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

性的指向や性同一性障害・性的マイノリティを理由とする偏見や差別をなくそう

平成16(2004)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定条件のもとで、性別の取り扱いの変更についての審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別が存在しています。また、同性愛者などの性的指向に関して少数派の人々への根強い偏見により、社会生活のいろいろな場面で人権問題が発生しています。

インターネットの節度ある利用について

- 差別的な発言やひぼう・中傷を書き込まない
- なりすまし行為はしない
- 個人情報を書き込まない

私たちは、この様な人々を偏見や好奇の目で見ず、性のあり方には様々な形があるということをしきり理解することが必要です。最近では、偏見や嫌がらせ、雇用における制限や差別などの社会生活上の制約を解消していくという観点から、問題提起と制度の整備が行われています。

しながわ人権のひろば2016

日程 12月3日(土)～5日(月) 会場 荏原文化センター(中延1-9-15)

12月3日(土)～5日(月)

- 小中学生人権標語・ポスター展
 - 人権啓発パネル展 (人権擁護委員の活動紹介など)
 - 人権をテーマにした複数の啓発ブース
- 時間/午前9時30分～午後4時45分 ※5日は午後3時まで。
会場/レクリエーションホール
問い合わせ/人権啓発課 (☎3763-5391 Fax3768-5092)

12月3日(土)

- 女性弁護士による法律相談
- 時間/①午前9時30分～正午 ②午後1時30分～4時
会場/第二講習室 定員/各5人(先着)
申込方法/12月2日(金)午後5時までに、電話かFAXで男女共同参画センター(☎5479-4104 Fax5479-4111)へ

12月4日(日)

- 「小学生人権メッセージ」「中学生人権作文」の品川区代表作品朗読(手話通訳付き)
 - 映画「もういちど」DVD上映会(字幕付き)
- 時間/午後1時30分～4時30分
出演/林家たい平、福岡那由他、富田靖子 他
定員/400人(先着)
会場・参加方法/当日、大ホールへ
問い合わせ/人権啓発課
 - 人権擁護委員による人権身の上相談

時間/①午前10時～正午 ②午後1時～3時
会場/小会議室、第二講習室 定員/各2人(先着)
申込方法/12月2日(金)までに、電話で区民相談室☎3777-2000へ

12月5日(月)

- 家庭教育講演会「コミュニケーションが伝わらない仕組み」
- 時間/午前10時～正午
講師/藤崎雄三(プロフェッショナルコーチ) ※手話通訳付き。
定員/430人(先着)
託児/2歳～就学前のお子さん20人(先着) ※おやつ代100円。
○託児希望の方は、11月25日(金)までに、電話で庶務課へ。
会場・参加方法/当日、大ホールへ
問い合わせ/庶務課庶務係 (☎5742-6824 Fax5742-6890)

日程 12月6日(火)～8日(木)

会場 きゅりあんイベントホール(大井町駅前)

- 小中学生人権標語・ポスター展
 - 人権啓発パネル展(人権擁護委員の活動紹介など)
 - 人権をテーマにした複数の啓発ブース
- 時間/午前9時30分～午後7時45分 ※8日は午後6時まで。
問い合わせ/人権啓発課 (☎3763-5391 Fax3768-5092)

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」をキャッチフレーズに様々な啓発活動を積極的に展開しています。

人権啓発活動

品川地区人権擁護委員会では憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、毎年小学校に「人権メッセージ」の発表や「人権の花」運動、中学校に「人権作文」の協力をお願いしています。

今年は「人権メッセージ」の発表に大井第一小学校6年生の皆さんが参加しました。「人権の花」運動では浅間台・城南第二・鈴ヶ森小学校の皆さんが「オクラ」「百日草」「きんぎょ草」の花を咲かせました。「人権作文」は浜川・荏原第六・富士見台中学校の皆さんが参加しました。このような活動を通して、思いやりの心を育み人権の大切さについて考えていただいています。

(品川地区人権擁護委員会)

区の人権擁護委員	野田 律子(東品川)	小原 愉里(東品川)	須藤 耕二(東大井)
	松井 一雄(東大井)	大西 英敏(大井)	森田 和枝(西大井)
	富沢 敦子(戸越)	松尾 和英(小山台)	後藤 基(西中延)

人権擁護委員による人権身の上相談

悩みをお持ちの方は一人で悩まずに、気軽にご相談ください。

相談日/第1・3火曜日午後1時～4時

※相談日1週間前の午前9時より☎3777-1111(代表)へ電話予約。

会場・問い合わせ/区民相談室(第三庁舎3階☎3777-2000)

○人権週間街頭キャンペーン 12月8日(木)午前11時30分から大井町駅前

こころつながる映画祭

障害および障害のある人への理解を深めてもらうために開催する映画祭です。

日程/11月20日(日)

時間	内容
10:00～12:01	映画「きみはいい子」
13:00～14:00	基調講演 講師/高橋勇市(アテネパラリンピックマラソン金メダリスト)
14:10～15:55	映画「エール！」
16:30～17:58	映画「パンク・シンドローム」

定員/各282人(先着)

会場・参加方法/当日、きゅりあん小ホール(大井町駅前)へ

※上映時間は変更する場合があります。
問い合わせ/障害者福祉課福祉改革担当(☎5742-6762 Fax3775-2000)

障害者週間記念のつどい

障害者週間(12月3日～9日)を記念し、区民の理解と関心を深め、障害者の社会参加を促進することを目的として毎年開催しています。

日時/12月4日(日)午後1時～3時50分(正午開場)
内容/第1部=JOY倶楽部ミュージックアンサンブル in きゅりあん

第2部=車いすダンスから拓く未来(ジェネシスオペンターテイメント)
会場・参加方法/当日、きゅりあん大ホール(大井町駅前)へ

※先着500人に記念品プレゼント。
※手話通訳・パソコン要約筆記・FMラジオによる副音声サービスあり。
※SPコード付きちらし(音声変換装置設置)サービスあり。

○ロビーで、パネル展示や作品販売を行います。
問い合わせ/障害者福祉課障害者福祉係(☎5742-6707 Fax3775-2000)